⑶　事務所の所在地
⑷　役員等の氏名及び住所
⑸　登録申請に係る担当者の氏名及び連絡先
⑹　住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成のための計画
⑺　相談等への対応の窓口の体制及び連絡先
⑻　ホームページアドレス
⑼　その他国土交通大臣が必要と認める事項

について変更がありましたので、住宅リフォーム事業者団体登録規程第10条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。この変更届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

届出者の名称
代表者の氏名　　印

記

１　変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

２　変更の理由

（注意）

１欄及び２欄は、複数の事項を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第五号（第十条関係）

（Ａ４）

構成員に関する事項の変更届出書

住宅リフォーム事業者団体登録簿のうち、構成員に関する事項について変更がありましたので、住宅リフォーム事業者団体登録規程第10条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。この変更届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

届出者の名称
代表者の氏名　　印

１　変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

２　変更の理由

（注意）

１欄及び２欄は、複数の構成員に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第六号（第十一条関係）

（Ａ４）

解散届出書

登録住宅リフォーム事業者団体を解散しましたので、住宅リフォーム事業者団体登録規程第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。この解散届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

届出者の名称
代表者の氏名　　印

記

１　解散の日
２　解散の事由

様式第七号（第十六条関係）

（Ａ４）

登録抹消申請書

住宅リフォーム事業者団体登録規程第16条第１項第10号の規定により、下記のとおり登録の抹消を申請します。

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

申請者の名称
代表者の氏名　　印

記

１　申請の事由の生じた日
２　申請の事由

告示

国家試験

第67回診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第67回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日　平成27年２月26日（木曜日）
２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エツクス線技師試験（以下「診療エツクス線技師試験」という。）又は法附則第７項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとする者については、東京都に限る。

３　試験科目　基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エツクス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学

ただし、２のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、医用工学、エツクス線撮影技術学、画像工学、放射線計測学及び放射線安全管理学